

# 市政功労賞・善行賞受賞者

市の公益増進や市政の振興発展に貢献された方々にお贈りする市政功労賞と奉仕活動や善行のあった方々にお贈りする善行賞の受賞者が決まり、市制施行8周年を記念し、11月1日に表彰状などを贈呈します。

## 【市政功労賞】

廣重 明さん（東高倉）



このたびの受賞は、伊賀の皆様に応援して頂いた賜物と感謝申し上げます。画業60年、独創的な作品を追求し、「オリカエシ」にたどり着きました。「アヴァンギャルド精神」を見失わず、生涯現役をめざして精進していきたいと思っております。

と感じたことは、その後の人生の原動力になっていきます。

永きにわたり教育に携わり、教育行政発展に尽力されました。この間、平成8年4月から平成12年3月まで旧島ヶ原村教育長を務められました。また、地域活性化のための村おこし塾の塾頭として過疎化の進む村の将来を展望した人づくりに深くかわり、地域発展に大きく貢献されました。

## 【善行賞】

峰 興徳さん（島ヶ原）



第41回芭蕉祭から湯呑を贈呈させていただきます。全園から喜びのお手紙を頂き、このたびさらにもこのような賞を賜り、大変嬉しく思います。原料をよく知ること、焼き物の大切さを知ってもらいたいという思いがあり、今後も作り続けていきたいと思っています。

米島 榮重さん（島ヶ原）  
これまでの経歴は、仲間の支えのおかげで実現できたことばかりで、皆の代表で受賞させていただきます。校区再編で地域の意向と同意を得るため奔走した思いなどがあり、努力すれば結果が得られ

長年にわたり毎年10月に開催される芭蕉祭に伊賀焼の湯呑を多数寄贈いただけてきました。これは、芭蕉祭歌詠俳句特選者へ贈呈され、受賞者にも好評を頂いています。伊賀市の文化並びに伝統産業である伊賀焼を全国に発信することに貢献されています。

# 秋の全国火災予防運動

【運動期間】 11月9日(金)～15日(木)  
【全国統一防火標語】

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

全国的に建物火災の大半を住宅火災が占めています。そのほとんどが皆さんのちょっとした気の緩みや不注意によって起きています。

特に市内では、この時期から冬場にかけて、「コンロ・ストーブ」が原因の火災が多発しています。ストーブの近くに燃えやすい物を置かない、火をつけたまま給油しないようにしましょう。

## 住宅用火災警報器・消火器の悪質な訪問販売・点検にご注意

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、訪問販売などの悪質な業者によるトラブルが発生しています。

個人宅を訪問して住宅用火災警報器の販売や消火器の点検、薬剤の詰め替えを行い、高額な料金を請求するトラブルも多く発生しています。

被害を防ぐため、不要な訪問販売に対しては、き然とした態度で、はっきりと断りましょう。

※消防署では実際に個人宅を訪問し、住宅用火災警報器・消火器のあつせんや販売廃棄処分は行っていません。また、特定業者に販売の依頼をすることもありません。

【問い合わせ】 消防本部予防課 ☎ 24-9105 FAX 24-9111

## ■ 所得税の青色申告決算等説明会

個人青色申告者の決算について説明会を実施します。

【とき】

11月27日(火) 午後1時30分～3時30分

【ところ】 県伊賀庁舎 3階中会議室

【対象者】 個人青色申告者

※平成24年分青色申告決算書用紙は確定申告書用紙などに同封して送付します。(電子申告をしている人には、確定申告書用紙・青色申告決算書用紙ともに送付しません。)確定申告書用紙や青色申告決算書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

## ■ 年末調整説明会

源泉徴収義務者の年末調整方法などについて説明会を実施します。

【とき】

① 11月21日(水) 午後1時30分～3時30分

② 11月22日(木) 午前10時～正午

【ところ】 県伊賀庁舎 7階大会議室

【対象者】 法人・個人白色申告者

【問い合わせ】 上野税務署 個人課税第一部門

☎ 21-0289 (青色申告決算等説明会)

法人課税部門

☎ 21-0953 (年末調整説明会)

# 平成25年度放課後児童クラブ入会希望者募集

## ■放課後児童クラブとは？

学校終了後など、共働きなどで保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専任の指導員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。来春4月から次の放課後児童クラブに入会を希望する人は、お申し込みください。

※申請者多数の場合は、入会できないことがありますのでご了承ください。

## 【対象者】 小学生

※低学年から優先します。

## 【利用料】 通常利用月額：8,000円

※長期休業時（春・夏・冬休み）などは、別途料金が必要です。

## 【受付期間】 11月12日（月）～30日（金） ※土・日曜日、祝日を除く。

## 【受付時間】 放課後児童クラブ（午後3時～6時）

子ども家庭課・各支所住民福祉課（午前8時30分～午後5時15分）

## 【申込先】 各放課後児童クラブ・子ども家庭課・各支所住民福祉課

※電話での申し込みはできません。

放課後児童クラブ名	所在地	定員
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276番地	40人
放課後児童クラブふたば	上野紺屋町 3181番地	70人
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354番地	40人
放課後児童クラブ第2フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153番地	60人
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114番地	40人
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11番地	60人
放課後児童クラブ第2風の丘	ゆめが丘六丁目 6番地	60人
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	西明寺 105番地	30人
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266番地	55人
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	平田 25番地	30人
河合小学校区放課後児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045番地	30人
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659番地の5	20人
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2407番地の10	20人
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原 4696番地9	20人

## 【問い合わせ】

子ども家庭課

☎ 22-9654 FAX 22-9646

伊賀支所住民福祉課

☎ 45-9105 FAX 45-9120

島ヶ原支所住民福祉課

☎ 59-2163 FAX 59-3196

阿山支所住民福祉課

☎ 43-0332 FAX 43-1679

大山田支所住民福祉課

☎ 47-1151 FAX 46-1764

青山支所住民福祉課

☎ 52-3228 FAX 52-2174

## 11月は児童虐待防止推進月間です ～通告は支援の始まり～

児童虐待は、保護者が子どもに対して体や心を傷つけ、健やかな発達や成長を損ないます。

### ～通告は国民の義務だということをご存じですか～

子どもたちを虐待から守るため、子どもたちからのサインに気づき、専門機関に相談・通報・通告をする必要があります。

※虐待の事実確認は入りません。また、その内容や通報・通告者についての秘密は守られます。

### ■児童虐待とは次のような行為です。

- 身体的虐待…殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる など
- 性的虐待…子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト…家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待…言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

### ■児童虐待の相談・通報通告先

機関名	電話番号	機関名	電話番号
子ども家庭課	☎ 22-9609	三重県伊賀児童相談所（三重県伊賀庁舎内）	☎ 24-8060
伊賀支所住民福祉課	☎ 45-9105	伊賀警察署生活安全課	☎ 21-0110
島ヶ原支所住民福祉課	☎ 59-2163	名張警察署生活安全課	☎ 62-0110
阿山支所住民福祉課	☎ 43-0332	伊賀少年サポートセンター	☎ 64-7837
大山田支所住民福祉課	☎ 47-1151	三重県中勢児童相談所	☎ 059-231-5902
青山支所住民福祉課	☎ 52-3228	（午後5時以降や土・日曜日、祝日の緊急時）	
学校教育課	☎ 47-1283	《DVが関わっている場合》	☎ 059-231-5600
健康推進課	☎ 22-9653	配偶者暴力相談支援センター	
お近くの民生委員児童委員・学校・保育所（園）・幼稚園など			

※現在子育て中で、子どもの養育について悩みがある場合も気軽にご相談ください。

【問い合わせ】 子ども家庭課  
☎ 22-9609 FAX 22-9646